



スタートアップ労働条件

働く人と事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

労働条件の悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」と統合し、働いている方と事業者・労務管理担当の方、それぞれの視点で役立つ情報を提供しています。

WEB診断

WEB Diagnosis

スタートアップ労働条件 WEB調査

回答1：会員登録・販賣・会員登録・会員登録結果

就業規則を用意し、未就業に次第に、未就業者に向けられていますか。いづれか一つを選んでください。

1. 見出し、取り扱っている。

2. 行使しているが、充てしていない。

3. 対応しているが、取り扱っていない。

4. 行使していない。

5. 就業規則は全く用意であるが、行使していない。

6. 就業規則は全く用意であり、行使していない。

会員登録料金は、アルバイトサイト等であります。

に就くと、サービスとしての登録料金は、会員登録料金として、S-LINE、E-21、E-11、F-SIDEなどがあります。



次へ

設間に答えて就労環境を診断！

36協定届等
作成支援ツール

36 Agreement

そのまま出せる36協定届を作成！ そのまま出せる就業規則を作成！

就業規則 作成支援ツール Labor regulations

www.ijerph.com

スタートアップ専用条件 WEB設定履歴

<input type="button" value="戻る"/>	<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="差し戻す"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="リセット検索"/>
実行日				
<input type="checkbox"/> タイトル [実行日: 2019/01/01]				
<input type="checkbox"/> 詳細 [実行日: 2019/01/01]				
1. 実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。 2. 実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。ただし、実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。				
<input type="checkbox"/> 差し戻す				
結果表示				
<input type="checkbox"/> タイトル [実行日: 2019/01/01]				
<input type="checkbox"/> 詳細 [実行日: 2019/01/01]				
1. 実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。 2. 実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。ただし、実行日: 2019/01/01 に実行された実行日: 2019/01/01 の実行結果です。				
<input type="checkbox"/> 差し戻す				

そのまま出せる就業規則を作成！



スタートアップ労働条件

檢索



スタートアップ労働条件 そのまま使える36協定届を作りませんか？

36協定届作成の流れ

時間外労働を行うには、サブローク(36)協定届が必要です。
36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

※一年単位の変形労働時間制に関する書面(協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー)の作成支援ツールも同時公開中



データを入力

使いやすくリニューアル！

画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。

- ・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。
- ・協定届様式を用いて協定する場合は、労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により締結してください。



出力

実際の36協定届として出力されます。



提出

管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

※2021年4月1日より、36協定届における使用者の押印及び署名が不要となります。

スタートアップ労働条件 そのまま使える就業規則を作りませんか？

就業規則作成の流れ

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。



データを入力

画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



出力

就業規則のPDFデータを出力できます。



提出

就業規則

令和2年1月12日

管轄の労働基準署にそのまま届け出ることができます。

- ・就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。

(R3.1)

